

政令第 号

自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十四条第三項第十号及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十七条第一項第十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（自然公園法施行令の一部改正）

第一条 自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條」を「第二十三條」に改める。

第二十二條を第二十三條とし、第十九條から第二十一條までを一條ずつ繰り下げる。

第十八條を第十九條とし、第二章中同條の前に次の一條を加える。

（特別保護地区における景觀の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）

第十八條 法第十四條第三項第十号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。
- 二 動物を放つこと（家畜の放牧を除く。）。

(自然環境保全法施行令の一部改正)

第二条 自然環境保全法施行令(昭和四十八年政令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

三 動物を放つこと(家畜の放牧を除く。)

附 則

この政令は、平成十八年一月一日から施行する。